

議案第79号

松阪市国民健康保険条例の一部改正について

松阪市国民健康保険条例（平成17年松阪市条例第141号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険条例（平成17年松阪市条例第141号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前に出産した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、合併前の松阪市国民健康保険条例（昭和38年松阪市条例第23号）、嬉野町国民健康保険条例（昭和31年嬉野町条例第5号）、三雲町国民健康保険条例（昭和34年三雲町条例第3号）、飯南町国民健康保険条例（昭和35年飯南町条例第12号）又は飯高町国民健康保険条例（昭和39年飯高町条例第16号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の出産育児一時金又は葬祭費の例によるものとする。

第3条 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第4条 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、それぞれ合併前の条例の例によるものとする。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第5条 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第6条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな

いとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第 7 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 8 条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 6 条から第 8 条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。